

神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業実施要綱

平成 29 年 11 月 1 日

保 健 福 祉 局 長 決 定

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の在宅生活している人工呼吸器を装着している重度障害児者及びその他日常生活を営むために経管栄養・気管切開・痰吸引等の医療的な生活援助行為（以下「医療的ケア」という。）を必要とする重度障害児者（以下「医療的ケアを要する重度障害児者」という。）が、安全・安心に地域で過ごせるよう、急病時や災害時等において医療機関等への情報提供や受診についての連携支援等を行う神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第 2 条 神戸市は、本事業の実施について、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、その他の法人で市長が適当と認めたもの（以下「事業実施法人」という。）に委託するものとする。

(事業の内容)

第 3 条 本事業は、重度障害児者が安心・安全に地域で暮らしていくために必要な下記の事業を行う。

- (1) 医療的ケアを要する重度障害児者の急病時や災害時等において医療機関等への情報提供や受診についての連携支援等のための情報登録書の管理、活用に関すること
- (2) 医療的ケアを要する重度障害児者にかかる医療情報等を、医療機関等へ情報提供を行うなど受診支援や医療機関の連携等に関すること
- (3) 医療的ケアを要する重度障害児者への支援等に関する研修
- (4) その他医療的ケアを要する重度障害児者への支援に関すること

(対象者)

第 4 条 前条の情報登録書の対象は、原則として市内に住所を有し、医療的ケアを要する重度障害児者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳（肢体不自由）1 級または 2 級の交付を受けている者
- (2) 療育手帳 A 判定の交付を受けている者

(利用申込み)

第 5 条 第 3 条（1）に掲げる事業に基づき、心身の状況、医療情報等の登録を希望する重度障害児者（以下「利用申込者」とする）は、情報登録書（様式第 1 号及び様式第 2 号）により、事業実施法人を通じて神戸市長へ利用の申込みを行う。

2 利用申込者は、必要に応じて、主治医若しくは当該重度障害児者の身体状況を把握している医師（以下「主治医等」という）の確認を受けたうえで、事業実施法人に情報登録書（様式第 1 号及び第 2 号）を提出するものとする。

(個人情報保護)

第 6 条 事業実施法人は、第 3 条の事業の実施にあたり、あらかじめ利用申込者から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の同意を得るとともに、関係法令等を遵守して個人情報を

厳重に取扱い，保護しなければならない。

(守秘義務)

第7条 事業実施法人の職員等は，事業の実施に関し知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。また，事業実施法人は，職員であった者が，業務上知りえた情報を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(情報登録書の確認に係る文書料)

第8条 第5条に規定する情報登録書について，主治医等の確認を受ける利用申込者は，神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業情報登録書の医師確認にかかる文書料助成申請書（様式第3号）を当該医療機関に提出する。

2 情報登録書の確認を行った主治医等が属する医療機関は，神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業情報登録書の医師確認にかかる文書料助成申請書（様式第3号）及び神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業情報登録書の医師確認にかかる文書料請求書（様式第4号）を神戸市長へ提出し，文書料の請求を行う。

3 神戸市長は，前項の請求を受けた場合は，内容を確認のうえ，医療機関あて文書料の支払を行う。

4 情報登録書の確認を複数の医療機関の主治医等が行った場合は，医療機関ごとに文書料の請求ができるものとする。

5 3に掲げる文書料の金額は，別表1のとおりとする。

(その他)

この要綱に規定するもののほか，本事業の実施に関し必要な事項は，保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年11月1日より施行する。

別表1

| | |
|-----------|--------------|
| 医療機関確認文書料 | 3,000円/1医療機関 |
|-----------|--------------|